

自治会・住宅管理組合 ご近所ふくし応援助成金 申請の手引き

令和4年(2022年)度版



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

地域福祉推進課 まちづくり推進担当

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階
多摩ボランティア・市民活動支援センター内

電話 042-373-5616 FAX 042-373-6629

E-mail: tamamachi@tamashakyo.jp

1. 助成制度の目的

この助成制度は、自治会・住宅管理組合が行う福祉活動に対し、助成金を交付することにより、住民同士が助け合うことができる地域づくりを推進することを目的としています。

2. 助成対象団体

- (1) 多摩市内に所在する自治会、住宅管理組合
 - (2) 市内の複数の自治会や住宅管理組合で構成された団体
- ※原則として、団体設立後1年以上経過し、活動実績がある団体を対象とします

3. 助成対象事業 ※助成金の交付は、1年度内、1団体、1事業に限ります。

事業区分	事業名 ◆事業内容の例
区分1	住民主体の継続的な福祉活動 （1年以上継続する活動） ◆生活支援（軽易な家事援助など）、見守り活動、配食サービス ◆要配慮者への支援等のための防災の取り組み（LODE等）および見守りマップづくり（訪問・調査活動を含む） ◆上記の活動につなげることを目的とした調査・研究・分析（外部機関に委託するもの）
区分2	福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動 （区分1に該当しないもの） ◆福祉に関する講座・講演会・研修 ◆福祉意識の向上や福祉活動を目的とした調査・研究（アンケート調査など） ◆防災に関する取り組み （防災まちあるき、図上訓練、避難所運営ゲーム、防災訓練など） ※炊き出し訓練のみの防災訓練は、区分3の扱いとする
区分3	地域交流事業 ◆お祭り、納涼祭、親睦会、世代間交流事業、ラジオ体操 ◆敬老会、食事会、餅つき大会、炊き出し訓練 ◆季節行事（どんど焼き、ひなまつり、クリスマス会など）

◇助成対象とならない事業

- 次の事業は、助成金の対象事業とはなりません
- (1) 対象団体以外が主催する事業（老人クラブ、子供会が主催する事業等）
 - (2) 多摩市および他の団体から助成金の交付を受けている事業
 - (3) 打ち上げ等の宴会や旅行（宿泊・日帰り）
 - (4) 居住する地域外で行う事業（外出行事等）

4. 助成金額について

(1) 令和4年(2022年)度の助成金交付額と交付条件

	活動助成金	設立助成金
区分1	住民主体の継続的な福祉活動(1年以上継続する活動) 【上限50,000円】 ◆4回目以降の申請は上限30,000円 ◆交付年度に本会の会員賛助金の取り組みに協力することを交付条件とする ◆助成金だけでなく自己財源等を活用する	【上限50,000円】 ◆申請年度に関わらず、1団体1回限り ◆申請の当該年度または前年度に立ち上げた事業を対象とする ◆同じ区分1の活動助成金との併用可
	福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動(区分1に該当しないもの) 【上限20,000円】 ◆4回目以降の申請は上限15,000円 ◆交付年度に本会の会員賛助金の取り組みに協力することを交付条件とする ◆助成金だけでなく自己財源等を活用する	
区分3	地域交流事業 【上限10,000円】 ◆ <u>総事業費の1/2以内</u>	

(2) 1年度のうち、1団体、1事業を申請することができ、交付額や交付条件は申請事業によって異なります。また、複数の団体で構成された団体については1団体とみなし、その加盟団体については、その年度に関しては単独で申請することはできません。

(3) この助成金交付事業は、「多摩市社協会員賛助金」と「地域ささえあい募金(歳末たすけあい運動)」を財源としています。財源の賛助金、募金額が年々減少していることから、区分1～2については、「会員賛助金の協力」が助成金の交付条件に加えられています。

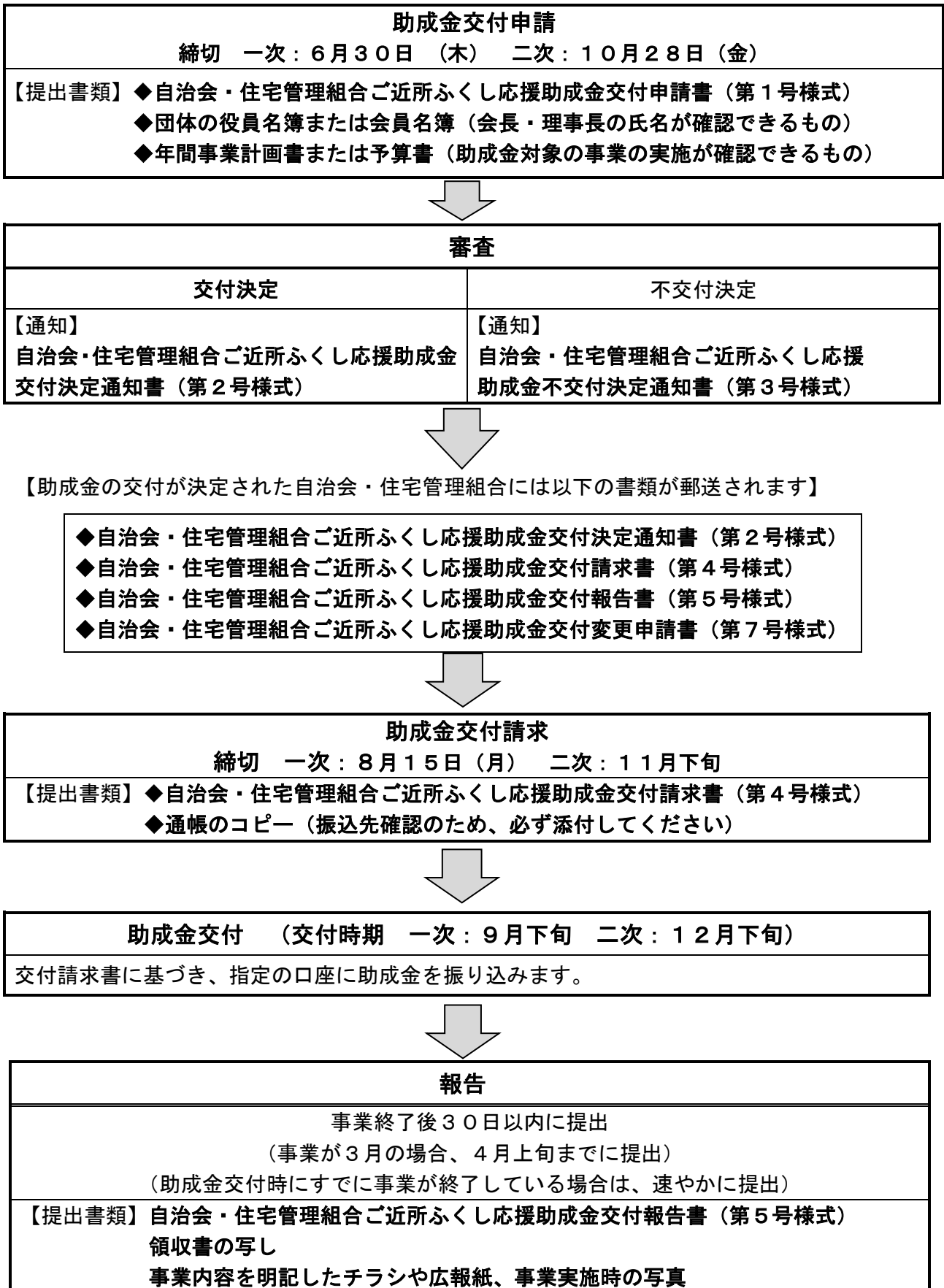
なお、申請多数の場合は、申請数によって交付額が変わることがあります。また、皆様の活動につきましては、共同募金会に報告し、情報公開されますのでご了承ください。

(4) 助成金の対象経費

	対象経費
<p>区分1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住民主体の継続的な福祉活動（1年以上継続する活動）</p>	<p>1. 活動助成金</p> <p>事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) 諸謝金：外部講師等に対する諸謝金（団体構成員に対するものは除く）</p> <p>(2) 旅費交通費：講師、ボランティア、協力者等の交通費、駐車場代</p> <p>(3) 研修費：人材(担い手)育成、スキルアップ等のための研修費用</p> <p>(4) 調査研究費：調査にかかる費用（謝礼金は除く）</p> <p style="padding-left: 40px;">外部機関に分析を依頼する費用</p> <p>(5) 消耗品費：事業に直接要する消耗品の購入費用（現物支給するものは除く）</p> <p>(6) 食材費：事業に係る食材の費用。1名あたり200円を上限とする。</p> <p>(7) 飲料費：事業に係る飲み物の経費。（アルコールを除く）</p> <p>(8) 会議費：事業、会議時のお茶等の飲料、茶菓子代（アルコールは除く）</p> <p>(9) 印刷製本費：事業に必要な書類、資料、チラシ等の印刷代及び製本代</p> <p>(10) 通信運搬費：電話等の使用料、切手・ハガキ等、通信・運搬にかかる費用</p> <p>(11) 損害保険料：事業の実施に伴う行事保険料</p> <p>(12) 賃借料：事業に必要な器具、備品及び会場等の賃料</p> <p>(13) その他、会長が必要と認める経費</p> <p>2. 設立助成金</p> <p>活動助成で定める経費及び次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) 備品費：事業に直接必要な備品の購入費</p>
<p>区分2</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動（区分1に該当しないもの）</p>	<p>1. 活動助成金</p> <p>事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) 諸謝金：外部講師等に対する諸謝金（団体構成員に対するものは除く）</p> <p>(2) 旅費交通費：講師、ボランティア、協力者等の交通費、駐車場代</p> <p>(3) 研修費：人材(担い手)育成、スキルアップ等のための研修費用</p> <p>(4) 調査研究費：調査にかかる費用（謝礼金は除く）</p> <p style="padding-left: 40px;">外部機関に分析を依頼する費用</p> <p>(5) 消耗品費：事業に直接要する消耗品の購入費用（現物支給するものは除く）</p> <p>(6) 飲料費：事業に係る飲み物の経費（アルコールを除く）</p> <p>(7) 会議費：事業、会議時のお茶等の飲料、茶菓子代（アルコールは除く）</p> <p>(8) 印刷製本費：事業に必要な書類、資料、チラシ等の印刷代及び製本代</p> <p>(9) 通信運搬費：電話等の使用料、切手・ハガキ等、通信・運搬にかかる費用</p> <p>(10) 損害保険料：事業の実施に伴う行事保険料</p> <p>(11) 賃借料：事業に必要な器具、備品及び会場等の賃料</p> <p>(12) その他、会長が必要と認める経費</p>

区分 3 地域 交流 事業	<p>1. 活動助成金</p> <p>事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) 諸謝金：外部講師等に対する諸謝金（団体構成員に対するものは除く）</p> <p>(2) 旅費交通費：講師、ボランティア、協力者等の交通費、駐車場代</p> <p>(3) 研修費：人材(担い手)育成、スキルアップ等のための研修費用</p> <p>(4) 調査研究費：調査にかかる費用（謝礼金は除く）</p> <p style="padding-left: 40px;">外部機関に分析を依頼する費用</p> <p>(5) 消耗品費：事業に直接要する消耗品の購入費用（現物支給するものは除く）</p> <p>(6) 食材費：事業に係る食材の費用（1名あたり200円を上限とする）</p> <p>(7) 飲料費：事業に係る飲み物の経費（アルコールを除く）</p> <p>(8) 会議費：事業、会議時のお茶等の飲料、茶菓子代（アルコールは除く）</p> <p>(9) 印刷製本費：事業に必要な書類、資料、チラシ等の印刷代及び製本代</p> <p>(10) 通信運搬費：電話等の使用料、切手・ハガキ等、通信・運搬にかかる費用</p> <p>(11) 損害保険料：事業の実施に伴う行事保険料</p> <p>(12) 賃借料：事業に必要な器具、備品及び会場等の賃料</p> <p>(13) その他、会長が必要と認める経費</p>
----------------------------	--

5. 申請から助成金交付、報告までの流れ



【その他】

1. 実施見学

社協役員及び職員が、事業内容の把握のため見学をすることがあります。

2. 変更の届け出

交付決定通知後、事業の変更や中止等、変更が生じた場合は、「自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金交付変更申請書（第7号様式）」をすみやかに提出してください。

**※事業実施後の変更届は受理出来ません。
変更が生じる場合は、必ず変更前に提出してください。**

【変更届が必要となる内容】

- ◆代表者（氏名・住所・電話番号）
 - ◆担当者（氏名・住所・電話番号）
 - ◆助成事業の開催場所
 - ◆助成事業の開催日時
- 等

3. 助成金の返還

以下の要件に該当する場合、交付した助成金の全部または一部の返還を請求することがあります。

- ① 不正な方法によりこの助成金の交付を受けたとき
- ② 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- ③ 申請事業を中止したとき
- ④ 申請事業の経費が助成金額を下回るとき
区分3においては総事業費の1/2の金額が助成金交付額を下回ったとき
- ⑤ 助成金交付年度において、本会会員賛助金への協力が得られなかったとき
(区分3を除く)
- ⑥ 申請団体が解散または解散する予定となったとき
もしくは活動の実態がなくなったとき
- ⑦ その他、「自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金交付要綱」の規定に反したとき

※各団体の事業内容や写真など、本会の広報誌「ふくしだより」等で使用することがあります。ご了承ください。

※事業区分により異なる（別紙参照）

記入見本①（区分1）

第1号様式の1（第6条関係）

令和4年4月18日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会 会長 様

自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援成金交付申請書

令和4年度自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援成金の交付を受けるため、関係書類を添えて申請します。

団体名	多摩富士見の丘自治会 印
代表者	氏名 落合 桜子 住所 多摩市■■■1-●-● 電話 042(3●●) ●●●●
連絡担当者	氏名 中沢 幹男 住所 多摩市■■■4-● 電話 042(3●●) ●●●● FAX E-mail irohazaka-toori@tokyo.jp ※日中連絡が取りやすい連絡先をご記入ください

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 区分1 住民主体の継続的な福祉活動 ※区分1の場合 設立助成金を <u>希望する</u> ・ 希望しない <input type="checkbox"/> 区分2 福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動 <input type="checkbox"/> 区分3 地域交流事業 <input checked="" type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業（過去に社協による助成 あり ・ <u>なし</u> ）
助成希望額	100,000円（最終の交付額は審査によって決定いたします）
事業名	富士見の丘ちよこっとヘルプ隊
対象者	多摩富士見の丘自治会住民（■■■1丁目）
実施時期	令和4年5月1日～令和5年3月31日
実施場所	落合富士見の丘自治会地域内（■■■1丁目）

事業目的
高齢化が進む当自治会地域内において、地域住民によるたすけあい活動を実施し 地域で孤立する住民をなくし、住みやすいまちづくりを目指して活動する。
事業内容
家事援助など、ちょっとした困り事のある自治会会員である高齢者世帯の住民に 対し、自治会員である住民のボランティアが訪問し、手助けをする仕組み。
◆事業名：富士見の丘ちょっとヘルプ隊
◆サービス内容：①家事援助（買い物、ゴミ出し、掃除）
②庭の手入れ（草取り、枝切）
③外出援助（通院付き添い、散歩の付き添い、買い物の付き添い）
④簡単な修理（電球の取り換え）
◆利用対象：富士見の丘自治会住民
◆利用時間：月曜日～土曜日 10時～15時（祝祭日、日曜日、年末年始は除く）
◆利用料：1時間100円。その他、買い物の費用や交通費は利用者負担
◆利用方法：利用を希望する人は、ネットワーク窓口に電話で依頼する またはネットワーク窓口（管理事務所内）を直接訪問して依頼

第1号様式の3（第6条関係）

A 収入

項目	金額	内容
社協助成金	100,000円	活動助成金及び設立助成金
利用料収入	120,000円	1ヶ月10,000円×12ヶ月
自治会支援金	50,000円	自治会からの支援金
寄附金（自治会員）	10,000円	住民からの寄附金
合計	280,000円	

内容についての記載漏れがないようご注意ください！

B 支出

項目（助成金を充当する項目には左の空欄に「○」）	金額	内容	
	損害保険料	15,000円	協力者（活動者）の保険料（50名分）
	損害保険料	100,000円	事業実施のための保険料（損害保険）
○	通信運搬費	40,000円	事務所電話代
○	備品代	40,000円	受話器&FAX、プリンター
	消耗品費	25,000円	事務消耗品、活動用道具代
○	印刷製本費	36,000円	利用案内、チラシ作成費
	通信運搬費	24,000円	インターネット利用料（プロバイダー他）
		円	
合計	280,000円	助成金100,000円（備品代40,000円、通信運搬費40,000円、印刷製本費20,000円）	

※予算は収入額と支出額が一致するように記入

- <添付書類> 役員名簿または会員名簿 事業内容を明記したチラシや広報紙
 団体の年間事業計画書 その他申請団体や申請事業の概要がわかる資料等

事務局記入欄

--

記入見本②（区分2）

第1号様式の1（第6条関係）

令和4年8月15日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会 会長 様

自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金交付申請書

令和4年度自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金の交付を受けるため、関係書類を添えて申請します。

団体名	多摩せせらぎ小川自治会 印
代表者	氏名 青井 清吉郎 住所 多摩市■■■2-●-● 電話 042(3●●) ●●●●
連絡担当者	氏名 鳥海 翔子 住所 多摩市■■■2一● 電話 042(3●●) ●●●● FAX E-mail sarasara-ikuyo@tokyo.jp ※日中連絡が取りやすい連絡先をご記入ください

事業区分	<input type="checkbox"/> 区分1 住民主体の継続的な福祉活動 ※区分1の場合 設立助成金を 希望する・希望しない <input checked="" type="checkbox"/> 区分2 福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動 <input type="checkbox"/> 区分3 地域交流事業
	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業（過去に社協による助成 <u>あり</u> ・なし）
助成希望額	20,000円（最終の交付額は審査によって決定いたします）
事業名	地域防災訓練
対象者	多摩せせらぎ小川自治会住民（多摩市■■■1～3丁目）
実施時期	令和4年10月1日
実施場所	多摩せせらぎ小川自治会集会所（多摩市■■■1丁目） 多摩せせらぎ小川公園（多摩市■■■1丁目）

事業目的
災害に備えた地域住民の防災意識の向上と協力関係の構築のため、自治会住民を対象とした防災訓練を実施する。
事業内容
地域防災訓練
◆参加予定者：自治会員35名
◆当日の流れ：①防災の心得（消防署より）
②各種体験（ブース形式）
・消火器（消火活動）
・AED（救急活動）
・防災ゲーム（カエルキャラバン）
③避難訓練
④非常食の紹介と試食（休憩兼ねる）
⑤安否確認（図上訓練）

第1号様式の3（第6条関係）

A 収入

項目	金額	内容
社協助成金	20,000円	
自治会事業費	30,000円	
	円	
	円	
合計	50,000円	

内容についての記載漏れがないようご注意ください！

B 支出

項目（助成金を充当する項目には左の空欄に「○」）		金額	内容
○	諸謝金	10,000円	協力団体謝礼（かえるキャラバン）
	消耗品費	10,000円	用紙、付箋、シール、ペン等
	消耗品費	5,000円	災害時備蓄品（試食用）
○	印刷製本費	10,000円	チラシ代
	損害保険料	2,050円	行事保険料（41円×50人）
	飲料費	10,000円	飲み物（参加者、講師）
	会議費	2,950円	茶菓子代
		円	
合計		50,000円	助成金20,000円（諸謝金10,000円、印刷製本費10,000円）

※予算は収入額と支出額が一致するように記入

- <添付書類> 役員名簿または会員名簿 事業内容を明記したチラシや広報紙
 団体の年間事業計画書 その他申請団体や申請事業の概要がわかる資料等

事務局記入欄

記入見本①（区分3）

第1号様式の1（第6条関係）

令和4年6月24日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会 会長 様

自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金交付申請書

令和4年度自治会・住宅管理組合ご近所ふくし応援助成金の交付を受けるため、関係書類を添えて申請します。

団体名	ふれあいの道自治会 印
代表者	氏名 春日 大和 住所 多摩市■■■4-●-● 電話 042(3●●) ●●●●
連絡担当者	氏名 九頭竜 美琴 住所 多摩市■■■3-● 電話 042(3●●) ●●●● FAX E-mail yuisyo-tadasii@tokyo.jp ※日中連絡が取りやすい連絡先をご記入ください

事業区分	<input type="checkbox"/> 区分1 住民主体の継続的な福祉活動 ※区分1の場合 設立助成金を 希望する・希望しない <input type="checkbox"/> 区分2 福祉に関する取り組みや福祉の啓発活動 <input checked="" type="checkbox"/> 区分3 地域交流事業 <input checked="" type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業（過去に社協による助成 あり・なし）
助成希望額	10,000円（最終の交付額は審査によって決定いたします）
事業名	ふれあいの道自治会夏祭り
対象者	ふれあいの道自治会住民（■■■3～5丁目）
実施時期	令和4年7月27日
実施場所	ふれあいの道第2公園（■■■3丁目）

<p>事業目的</p> <p>老若男女問わず、幅広く地域住民が交流する機会として、自治会の企画、主催毎年、夏祭りを開催している。</p>
<p>事業内容</p> <p>地域交流を目的とした夏祭り</p> <p>◆事業名：「ふれあいの道自治会夏祭り」</p> <p>◆開催場所：ふれあいの道第2公園</p> <p>◆内容：①盆踊り</p> <p>②模擬店</p> <p>など</p>

第1号様式の3（第6条関係）

A 収入

項目	金額	内容
社協助成金	10,000円	
自治会事業費	10,000円	
模擬店売り上げ	50,000円	焼きそば、ジュース
	円	
合計	70,000円	

内容についての記載漏れがないようご注意ください！

B 支出

項目（助成金を充当する項目には左の空欄に「○」）	金額	内容	
	食材費	20,000円	焼きそば材料費
	飲料費	30,000円	飲み物代
○	印刷製本費	10,000円	チラシ代
	損害保険料	3,000円	行事保険料（30円×100名）
	消耗品費	7,000円	容器代 他
		円	
		円	
		円	
合計	70,000円	助成金 10,000円（印刷製本費）	

※予算は収入額と支出額が一致するように記入

- <添付書類> 役員名簿または会員名簿 事業内容を明記したチラシや広報紙
 団体の年間事業計画書 その他申請団体や申請事業の概要がわかる資料等

事務局記入欄